

ICカードが使用できない場合の対応

- ここまでは、すべての利用者がカードを保有し、かつ、医療機関等にもカードに対応した環境が整備されていることを前提に検討を行ったが、以下のようなカードが使用できない状況も想定。
 - ・ カード導入後現行の被保険者証等からの移行期間
 - ・ 訪問看護や訪問診療等の場合
 - ・ 停電、ネットワークのトラブル、カードの破損等の場合 等
- このような場合にも現行の被保険者証等と同様の運用を可能とするためには、保険資格情報が記載された別紙を交付しておく、カード券面に本人を識別可能な情報を記載しておく、といった措置が考えられるが、制度的な対応、技術開発による代替手段の確立も含めて対応策を今後更に検討。

カード発行の場合の発行・交付方法

社会保障制度の調整等の主体である厚生労働大臣を発行主体、国民にとってもっとも身近な行政主体である市町村を交付主体と仮定し、利便性、本人同定の確実性を踏まえた発行・交付方法を整理したが、実現可能性等を考慮し、今後更に検討。

関連し得る他の仕組み等の活用

社会保障カード(仮称)のためだけの新たな投資を極力避けるという観点から、以下の関連し得る他の仕組み等の活用について今後更に検討。

- 住民基本台帳カードなどのICチップを搭載した媒体
- 公的個人認証などの認証基盤
- レセプトオンラインネットワークなどのネットワーク基盤
- 電子私書箱(仮称)や電子政府に関連する施策